

諮問第2号

行政財産の使用不許可処分の異議申立てについて

異議申立人大阪市職員労働組合に対し平成25年3月18日付けで市長が行った大阪市役所本庁舎の一部に係る使用不許可処分に関し、異議申立てがあったので、別紙の決定書（案）を添えて、地方自治法第238条の7第4項の規定に基づき議会の意見を問う。

平成25年9月10日

大阪市長 橋 下 徹

(別 紙)

大総務第 号

決定書 (案)

異議申立人 大阪市職員労働組合

異議申立人が平成25年4月1日付けで行った大阪市役所本庁舎の一部の使用不許可処分に係る異議申立てについては、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申立てを棄却する。

理 由

第1 不服の要旨

1 異議申立ての要旨

大阪市長（以下「処分庁」という。）が平成25年3月18日付けで異議申立人（以下「申立人」という。）に対して行った大阪市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）の一部に係る使用不許可処分（以下「本件処分」という。）を取り消す、との決定を求める。

2 事案の概要

申立人は、大阪市の職員で構成される職員団体であり、本庁舎の一部（面積222.46平方メートル）について、平成25年2月27日付けで、同年4月1日から平成26年3月31日を使用期間として地方自治法（以下「法」という。）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可の申請（以下「本件申請」という。）を行ったところ、処分庁は、大阪市労使関係に関する条例（平成24年大阪市条例

第79号。以下「本件条例」という。) 第12条において、労働組合等の組合活動に関する便宜の供与は行わないこととしていること、及び本庁舎内に余剰スペースが存在しないことを理由として、本庁舎の一部について使用を許可しないとする本件処分を行った。申立人は、本件処分を不服として、法第238条の7第1項後段の規定に基づき、処分庁に対し、平成25年4月1日付けで異議申立てを行ったものである。

### 3 異議申立ての理由

本庁舎が完成して以降、申立人は行政財産の使用に関する手続を適正に行い、処分庁から本庁舎の一部の使用許可を受けていたにもかかわらず、本庁舎の管理者である総務局長は、申立人に対し、平成24年度以降は本庁舎の地下1階の事務室の使用許可を行わない旨の通知を行った。

本件申請については、本庁舎の現状の使用実態に鑑み、長年、申立人が使用許可を受けてきた本庁舎の地下1階の事務室に限定せず、必要な面積分のスペースの使用許可を求めたものであるところ、処分庁は、本件処分の理由として、余剰スペースがないことを挙げるのであれば、申立人に対し、本庁舎の使用状況等について個々具体的な説明をすべきであり、本件申請を認めれば今後の市政運営に大きな支障となることについても説明を行う必要がある。

また、本件処分の理由として、処分庁は、本件条例第12条において、労働組合等の組合活動に関する便宜の供与は行わないこととしていることも挙げるが、単に本件条例を理由とするだけではなく、申立人との間の労使関係について、大阪市会が現時点でどのような認識、判断をしているのか確認すべきである。そもそも、職員団体に対する便宜供与の側面のみを強調して行政事務を取り扱うこと自体に問題がある。

これらの事情を総合的に勘案すると、本件処分は、大阪市人事委員会への登録団体である申立人に対する不当な処分である。

## 第2 決定の理由

1 本件処分は、本件条例第12条において、労働組合等の組合活動に関する便宜の供与は行わないこととしていること、及び本庁舎内に余剰スペースが存在しないことから、申立人に対し、本庁舎の一部について使用を許可しなかったものである。

2 まず、本件条例第12条では、労働組合等の組合活動に関する便宜の供与は行わないことと明記されているところ、労働組合等に対し、本庁舎の一部について使用を許可することは、その組合活動に関する便宜の供与に当たるため、使用を許可することができないことは明らかである。

また、法第238条の4第7項は、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる旨定めているところ、本庁舎内に余剰スペースが存在しないため、本件申請に基づき本庁舎の一部の使用を認めることは、行政財産である本庁舎の用途又は目的を妨げることになることは明らかである。

その他、申立人のその余の主張を勘案しても、本件処分が取り消されるべきであると判断するに足る主張は見当たらない。

3 以上のとおり、本件異議申立ては理由がないことから、行政不服審査法第47条第2項の規定を適用して主文のとおり決定する。

平成25年 月 日

大阪市長 橋 下 徹

## 教 示

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、大阪府知事に対して、本件処分についての審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に大阪市を被告として本件処分の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）

(参 考)

## 地方自治法（抄）

（行政財産を使用する権利に関する処分についての不服申立て）

第238条の7 第238条の4の規定により普通地方公共団体の長がした行政財産を使用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2 - 3 省 略

4 普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第1項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 - 6 省 略